

遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書案について(意見)

平成 30 年 1 月 31 日

一般財団法人 食品産業センター

武石 徹

1 「はじめに」について

食品表示一元化検討会報告書において、加工食品の原料原産地表示については多くの時間を割き、厳しい議論が行われた。中食、外食やインターネット販売についても報告書の中で、一定の論点が示されている。

しかし、遺伝子組換えについては中間論点整理についての意見募集(パブリックコメント)で意見が多かったというだけで、課題が明確でない。少なくとも、意見募集でどのような意見があったかは例示するとともに、取りまとめ資料として整理しておくべきではないか。

2 「遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」について

毎年のように食品表示制度の検討が行われる中、容器包装上の義務表示事項が次々と追加され、視認性の低下等が懸念される。このため、上記、一元化検討会報告書の2「新たな食品表示制度の基本的な考え方」、(4)義務表示事項の範囲、ウ新たな義務付けを行う際の考え方で示されている優先順位の考え方を基本的考え方に盛り込むべきではないか。

具体的には、(1)の2パラグラフを以下のように修正してはどうか。

「一方で、義務表示制度の運用や見直しに当たっては、食品表示一元化検討会報告書で示された優先順位の考え方を活用し、まずは、容器包装上にどこまで関連情報を表示すべきかを検討し、併せて、食品関連事業者の実行可能性や・・・」
(下線部を追加)。

3 「取りまとめの方向性」について

(冒頭部分の説明文について)

消費者庁が平成 28 年度に行った 3 つの調査について、それぞれの調査から導き出された現状なり、課題についてまず、整理すべきではないか。

(1)表示義務対象範囲①表示義務対象品目について

整理の方向性について異論はないが、前回、消費者委員から提起されたGMA(米国食品事業者協会)の遺伝子食品情報開示法に基づく開示基準案への意見書については、次のように考えられ、本検討会の議論の参考とはならないと考える。

- 米国のバイオ食品情報開示基準法はUSDA(米国農務省)が所管する特別法であり、FDA(米国食品医薬品局)が所管する容器包装上の表示規制法である食品・医薬化粧品法(日本の食品表示法に相当)とは異なる。
- 同法では、①容器包装上への文章での表示、②容器包装上へのシンボルマークでの表示、③スマートフォンで QR コード等を読み込み電子情報での提供、④小規模事業者については電話番号を表示して情報提供、⑤零細事業者は対象外という様々なオプションが提示されており、事業者の選択の幅が広い制度である(参考1)。
- GMAは2014年のバーモント州による容器包装上への遺伝子組換え表示規制を契機とする各州ばらばらの表示規制に反対するため、戦略的に州による規制を無効にし、選択の幅がある規制を実現するため、同法に賛同を示していると見られる。
- なお、GMAの意見は11万件といわれる意見の一つであり、DNA等により科学的に検証出来ないものは表示すべきでないとの全く逆の意見の団体等も見られる。GMAからの主要企業の脱退も相次いでおり、米国の食品事業者の方向性は定まっていない。(参考2)

(1)表示義務対象範囲②表示義務対象原材料の範囲について

整理の方向性について異論はない。

(2)表示方法①「遺伝子組換え不分別」の表示方法について

整理の方向性について異論はない。

(2)表示方法②「遺伝子組換えでない」の表示方法について

◎「意図せざる混入率」について

以下の点から、現行5%を維持すべき。

・混入率については各国の遺伝子組換え農産物、加工品の流通実態に合わせて考えるべきもの。食品産業センターが一昨年実施したIPハンドリングの海外での運用実態調査によれば、日本の港湾サイロベースでも、トウモロコシの「意図せざる混入率」の調査結果は「検出せず～4.1%」と比較的高い数値とともに、ばらつきが多く、5%という混入率の引き下げは難しい実態にある。

・また、遺伝子組換え農産物の国際取引を熟知している輸入商社が本検討会ヒアリングの際に説明しているように、非遺伝子組換え農産物についての引き合いが多い中で「意図せざる混入率」を引き下げると、アメリカからの輸入に頼る日本では流通管理の強化によるコスト増等から安定的な買い付けが出来なくなるとの強い懸念を表明されており、特にバラ流通の多いトウモロコシについては困難であると明言されていることを十分に考慮すべき。

◎「遺伝子組換えでない」表示の要件の見直しについて

以下の点から、具体的な実行可能性という点で問題が多く、制度の設計は難しいのではないか。

- (1) 前回の検討会で示された調査結果等で指摘のあったように「遺伝子組換えでない」表示については、遺伝子組換え原料が入っていないと受け取る消費者がいるということは否定できないものと考える。一方で、この表示も「遺伝子組換え不分別」と同様、事業者は制度発足以来 16 年にわたり、ルールに従って表示してきている訳であり、消費者に正しく浸透していないのは行政による消費者への周知の問題や、そもそも消費者の方々の関心がそれほどないのではと考える。
- (2) また、現在、コーデックスや我が国の有機食品の定義では、有機原材料以外の使用も5%まで認められており、複合原材料の表示免除の5%ルールも含め、5%以下の意図せざる混入を「でない」と表示するのは国際的に見ると誤認を招くものとまでは言えないと考える。
- (3) 「遺伝子組換えでない」の任意表示は、非遺伝子組換え原料をIPハンドリングしている場合の表示例の一つに過ぎない。「遺伝子組換えでない」が誤認を招くことなら、「不分別」と同様に現在例示されているもう一つの表示例「遺伝子組換えでないものを分別」以外の適切な表現を幅広く消費者から募集する等の取組を行うべきである。従って、IPハンドリングを実施していることを表現する表示カテゴリーは「不分別」と同様に残すべき。
- (4) 仮に、現行の遺伝子組換え表示制度では最も多く用いられている「遺伝子組換えでない」表示を見直す場合には、実際に表示を行っている中小零細を含めた事業者への影響について十分に検討する必要がある。(例えば α %から5%までは従来の「遺伝子組換えでない」表示を不可とした場合、遺伝子組換え原料を使用するようになったとの誤解から問い合わせが殺到し、混乱しないかなど)

- (5) なお、 α %の設定水準を厳しくすることにより、コストアップから多くの事業者が「遺伝子組換えでない」との表示ができる原料の調達が出来なくなると、遺伝子組換え表示を行った商品がほとんど出回らなくなり、遺伝子組換えに関する情報が消費者の方々にほとんど提供されなくなる可能性があるということも慎重に議論すべき。
- (6) また、仮に α %をEU並に検出限界まで引き下げた場合、混入リスクを恐れて事実上アメリカからの非遺伝子組換え農産物の輸入は出来なくなり、国産原料か有機原料、東欧などの遺伝子組換え農作物の商業栽培を行っていない国からの輸入に頼ることになり、アメリカを中心とするIPハンドリングの仕組み自体が崩壊し、非遺伝子組換え原料の安定供給は難しく、相当のプレミアム原料となる恐れがあり、このことが消費者にとってメリットになるのかということも考慮すべき。
- (7) なお、 α %を検出限界とした場合、国産原料を考えると、原料生産から集荷、穀物商、製造事業者への流通段階等でのコンタミの可能性を考えると、科学的検証と併せ、どのような社会的検証の仕組みを考えられるのか、検査コストはどうなるのか、流通管理のコストはどうか、中小事業者は負担できるか等についても併せて整理しないと制度化は難しいのではないか。